

付議案第47号

福岡市立高等学校入学者選抜方針の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和6年10月10日

福岡市教育委員会
教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和7年度福岡市立高等学校入学者選抜において、新規に長期欠席者に配慮した入学者選抜を導入することに伴い、入学者選抜方針の一部を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第10号の規定により付議するものである。

福岡市立高等学校入学者選抜方針の一部改正

福岡市立高等学校入学者選抜方針の一部を次のように改正する。

1 基本方針の項第1号中「教育」を「特色に配慮しつつ、その教育」に改め、同項第3号に次のただし書を加える。

ただし、中学校等における長期欠席者については、教育長が別に定めるところにより、調査書の一部を資料としない入学者選抜を行うことができるものとする。なお、この場合においては、必要に応じ面接を行うことができるものとする。

3 調査書の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 中学校長は、作成した調査書を、志願先高等学校長へ提出するものとする。

3 調査書の項に次の1号を加える。

(5) 1(3)ただし書により行う選抜においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定を選考資料としない。

5 補充募集の項中「募集定員」を「入学定員」に改める。

附 則

この方針は、令和7年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

福岡市立高等学校入学者選抜方針の一部改正案について

1 改正の主旨

○近年、全国的に不登校生徒が急増している。本市中学校においても、不登校生徒が増加しており、令和 4 年度は 4 年前と比較すると約 1.85 倍に増えている。

・全国の不登校児童生徒数（全国・国公立小中）

平成 30 年度 164,528 人 → 令和 4 年度 299,048 人

・福岡市立中学校における不登校生徒数

平成 30 年度 1,292 人 → 令和 4 年度 2,403 人

○現状、福岡市立高等学校の一般入試では、主に学力検査と調査書における第 3 学年の評定値の合計により選考するため、学校に行けず自分の評定値が低いと感じている不登校の生徒は、市立高等学校を志願しづらい状況にある。

○このような中、県が、令和 7 年度福岡県立高校入試より、長期欠席者に配慮した入学者選抜を実施することを明らかにした。

○長期欠席者に配慮した入学者選抜では、一般入試において、調査書の第 3 学年の評定を選考資料とせず、学力検査及び面接の結果等を資料として総合的に選考するため、修学意欲や環境が変われば登校する意志のある不登校生徒が志願しやすくなることが期待される。（詳細は資料 2）

○そのため、市立高等学校においても、県に準じて、長期欠席者に配慮した入学者選抜を実施することとする。

2 改正の内容

1 基本方針第 3 号を次のように改める。 ※資料 3

(3) 高等学校入学者選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。

ただし、中学校等における長期欠席者については、教育長が別に定めるところにより、調査書の一部を資料としない入学者選抜を行うことができるものとする。なお、この場合においては、必要に応じ面接を行うことができるものとする。

3 適用時期

令和 7 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

長期欠席者に配慮した入学者選抜 概要

1 趣旨

近年、不登校の生徒が増加していることに伴い、不登校になったことのみをもって県立高校への志願を諦めなくていいよう、一般入学者選抜において第3学年の評定を選考資料としない入試制度を導入し、不登校生徒の学びの場の充実を図る。

2 対象者

次の(1)及び(2)にいずれも該当する者

(1)本制度による出願を希望する者で、高校入学後、継続して登校する意志がある者

(2)中学校等第3学年の欠席日数が、12月末時点において70日以上である者(以下「長期欠席者」という。)

※ 教育支援センターやフリースクール、保健室登校での学習等により、生徒指導要録上出席扱いとなっていて、欠席日数が規定未満である者について、その学習の状況が長期欠席者と同等であると認められる場合は対象とする。

※ 中学校等卒業者については、中学校等第3学年での欠席日数が90日以上のを対象とする。

※ 第2志望校を志願する者については、第2志望校において本制度は適用しない。

3 志願書類

- ・通常の書類
- ・長期欠席者特例措置適用申請書
- ・自己申告書

(各様式は令和7年度福岡県立高等学校入学者選抜要項で発表)

4 検査方法

- ・学力検査(5教科)に加え、面接を実施する。
- ・検査期日は、一般入学者選抜の学力検査と同日とする。ただし、面接については学力検査の翌日に実施する場合がある。
- ※ 面接では、登校する意志や修学意欲の確認等を行う。
- ※ 全日制高校は全校で面接を実施する。

5 選考

- ・調査書における第3学年の評定を選考資料とせず、学力検査の結果及び面接の結果並びにその他の志願書類により総合的に選考する。
- ・他の志願者の学力検査得点を参考に、基準点を設けて選考する。

6 実施校

- ・県立高校全校で実施
- ※ 定時制課程における実施方法等は、各高等学校長が弾力的に判断する。

7 募集人員

- ・特に定めない(入学定員の内数)

福岡市立高等学校入学者選抜方針 新旧対照表

改正後	改正前
1 基本方針 (1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の<u>特色に配慮しつつ、その</u>教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。 (2) 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分に尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。 (3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。 <u>ただし、中学校等における長期欠席者については、教育長が別に定めるところにより、調査書の一部を資料としない入学者選抜を行うことができるものとする。</u> <u>なお、この場合においては、必要に応じ面接を行うことができるものとする。</u> (4) 一部の学校の学科については、当該学科の特色に応じた独自の面接、作文又は実技試験を行うことができるものとする。 (5) 全学科において、推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。	1 基本方針 (1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。 (2) 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分に尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。 (3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。 (4) 一部の学校の学科については、当該学科の特色に応じた独自の面接、作文又は実技試験を行うことができるものとする。 (5) 全学科において、推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。

(6) 帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。 2 出願手続 (1) 入学志願者は、入学願書を中学校長を経て、志願先高等学校長に提出するものとする。 (2) 入学志願者は、「福岡市立高等学校の通学区域に関する規則」(平成 12 年福岡市教育委員会規則第 10 号)の規定により、1 校に限り志願できるものとする。ただし、推薦入学者選抜又は特色化選抜の結果、合格内定とならなかった者については、再度、1 校に限り志願できるものとする。 (3) 入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、1 回に限り志願先を変更できるものとする。 (4) 入学志願者は、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数の学科に志願することができるものとする。 3 調査書 (1) 中学校における調査書の作成に当たっては、中学校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、中学校生徒指導要録に準拠して厳正にこれを行うものとする。 (2) 調査書の記入事項のうち、「各教科の学習の記録」の第 3 学年の評定については、5 段階による評価を行うものとする。	(6) 帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。 2 出願手続 (1) 入学志願者は、入学願書を中学校長を経て、志願先高等学校長に提出するものとする。 (2) 入学志願者は、「福岡市立高等学校の通学区域に関する規則」(平成 12 年福岡市教育委員会規則第 10 号)の規定により、1 校に限り志願できるものとする。ただし、推薦入学者選抜又は特色化選抜の結果、合格内定とならなかった者については、再度、1 校に限り志願できるものとする。 (3) 入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、1 回に限り志願先を変更できるものとする。 (4) 入学志願者は、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数の学科に志願することができるものとする。 3 調査書 (1) 中学校における調査書の作成に当たっては、中学校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、中学校生徒指導要録に準拠して厳正にこれを行うものとする。 (2) 調査書の記入事項のうち、「各教科の学習の記録」の第 3 学年の評定については、5 段階による評価を行うものとする。
---	---

<u>(3) 中学校長は、作成した調査書を、志願先高等学校長へ提出するものとする。</u> <u>(4) 教育長が別に定める一部の学校の学科においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定について、教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行うものとする。</u> 〔削除〕 <u>(5) 1 (3) ただし書により行う選抜においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定を選考資料としない。</u>	〔新設〕 <u>(3) 教育長が別に定める一部の学校の学科においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定について、教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行うものとする。</u> <u>(4) 中学校長は、調査書に係る参考資料としての評定一覧表を付して志願先高等学校長に提出するものとする。</u> 〔新設〕
4 学力検査 (1) 学力検査は、国語、数学、社会、理科及び外国語（英語）の5教科について、福岡県立高等学校と同一日及び同一問題で実施するものとする。なお、外国語（英語）については、リスニングテストを実施するものとする。 (2) 教育長が別に定める一部の学校の学科においては、教育長が定める教科の学力検査の得点を1.5倍して選考を行うものとする。 (3) 学力検査当日、検査が実施できなかった場合は、後日追検査を行うものとする。 また、真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては、教育長が別に定めるものとする。	4 学力検査 (1) 学力検査は、国語、数学、社会、理科及び外国語（英語）の5教科について、福岡県立高等学校と同一日及び同一問題で実施するものとする。なお、外国語（英語）については、リスニングテストを実施するものとする。 (2) 教育長が別に定める一部の学校の学科においては、教育長が定める教科の学力検査の得点を1.5倍して選考を行うものとする。 (3) 学力検査当日、検査が実施できなかった場合は、後日追検査を行うものとする。 また、真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては、教育長が別に定めるものとする。
5 補充募集 合格者が<u>入学</u>定員に満たない学科について	5 補充募集 合格者が<u>募集</u>定員に満たない学科について

は、教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。 6 日程 入学者選抜に係る日程については、教育長が別に定めるものとする。 7 その他 その他、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。 附 則 この方針は、平成 18 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。 附 則 この方針は、平成 28 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。 附 則 この方針は、平成 31 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。 附 則 この方針は、令和 4 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。 <u>附 則</u> <u>この方針は、令和 7 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。</u>	は、教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。 6 日程 入学者選抜に係る日程については、教育長が別に定めるものとする。 7 その他 その他、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。 附 則 この方針は、平成 18 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。 附 則 この方針は、平成 28 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。 附 則 この方針は、平成 31 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。 附 則 この方針は、令和 4 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。 〔新設〕
--	--

福岡市立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

- (1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- (2) 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分に尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- (3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。
ただし、中学校等における長期欠席者については、教育長が別に定めるところにより、調査書の一部を資料としない入学者選抜を行うことができるものとする。
なお、この場合においては、必要に応じ面接を行うことができるものとする。
- (4) 一部の学校の学科については、当該学科の特色に応じた独自の面接、作文又は実技試験を行うことができるものとする。
- (5) 全学科において、推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。
- (6) 帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

2 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学願書を中学校長を経て、志願先高等学校長に提出するものとする。
- (2) 入学志願者は、「福岡市立高等学校の通学区域に関する規則」（平成 12 年福岡市教育委員会規則第 10 号）の規定により、1 校に限り

志願できるものとする。ただし、推薦入学者選抜又は特色化選抜の結果、合格内定とならなかった者については、再度、1校に限り志願できるものとする。

- (3) 入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、1回に限り志願先を変更できるものとする。
- (4) 入学志願者は、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数の学科に志願することができるものとする。

3 調査書

- (1) 中学校における調査書の作成に当たっては、中学校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、中学校生徒指導要録に準拠して厳正にこれを行うものとする。
- (2) 調査書の記入事項のうち、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定については、5段階による評価を行うものとする。
- (3) 中学校長は、作成した調査書を、志願先高等学校長へ提出するものとする。
- (4) 教育長が別に定める一部の学校の学科においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定について、教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行うものとする。
- (5) 1(3)ただし書により行う選抜においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定を選考資料としない。

4 学力検査

- (1) 学力検査は、国語、数学、社会、理科及び外国語（英語）の5教科について、福岡県立高等学校と同一日及び同一問題で実施するものとする。なお、外国語（英語）については、リスニングテストを実施するものとする。
- (2) 教育長が別に定める一部の学校の学科においては、教育長が定め

る教科の学力検査の得点を 1.5 倍して選考を行うものとする。

- (3) 学力検査当日、検査が実施できなかった場合は、後日追検査を行うものとする。

また、真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては、教育長が別に定めるものとする。

5 補充募集

合格者が入学定員に満たない学科については、教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。

6 日程

入学者選抜に係る日程については、教育長が別に定めるものとする。

7 その他

その他、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この方針は、平成 18 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

附 則

この方針は、平成 28 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

附 則

この方針は、平成 31 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

附 則

この方針は、令和 4 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。

附 則

この方針は、令和 7 年度福岡市立高等学校入学者選抜から適用する。